

平成29年度水産庁委託
履歴情報システム構築事業

EUと米国において漁獲された 水産物のトレーサビリティに関わる制度

2017年12月現在

この資料は、平成29年度水産庁委託「水産物輸出倍増環境整備対策事業のうち履歴情報システム構築事業」の関連で情報収集し作成した資料からの抜粋です。

食品需給研究センターは、本資料の正確性、完全性、最新性その他について、いかなる保証もいたしません。この資料の利用は、すべて利用者ご自身の責任において行っていただくようお願いいたします。

問い合わせ先：
一般社団法人食品需給研究センター
担当：酒井、山本、山野
trace@fmric.or.jp Tel:03-5567-1991

はじめに

EUと米国は、輸入する水産物がIUU漁業由来ではなく、また加工・流通段階でのごまかしもないことを、輸入国の政府機関等が確認可能とする制度を設けています。EU/IUU漁業規則、米国水産物輸入監視制度(SIMP)です。

EUと米国が輸入水産物を対象にトレーサビリティを求める背景には、自国の漁獲物を対象に記録や報告を求める制度があります。具体的には、漁業者に対して漁獲量の制限などの水産資源管理ルールを設けるだけでなく、漁業者に漁獲・陸揚げした水産物についての政府機関への報告を求め、漁業者から直接買い受けた事業者にも買受記録の報告をさせることにより、ルールの遵守を政府機関が確認できる制度です。

この資料では、そのEUの制度(EU規則1224/2009等に基づく)と米国の制度(マグナソン・スティーブンズ法等に基づく)について紹介します。

<参考資料>

- 輸入水産物トレーサビリティ構築プロジェクト(食品需給研究センター。水産庁委託)
<http://www.fmric.or.jp/fishtrace/>
 - 事業の概要「輸出のための水産物のトレーサビリティ」
<http://www.fmric.or.jp/fishtrace/overview1712.pdf>
- Directorate-General for Maritime Affairs and Fisheries
"The EU's fisheries control system"
https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control_en
- NOAA Greater Atlantic Region Fisheries Office
"Vessel Reporting"
<https://www.greateratlantic.fisheries.noaa.gov/aps/evtr/index.html>
"GARFO Federally Permitted Seafood Dealer Reporting Requirements"
<https://www.greateratlantic.fisheries.noaa.gov/aps/dealer/index.html>
"Regulation"
<https://www.greateratlantic.fisheries.noaa.gov/regs/fr.html>
※50CFR 648のSubpart A参照

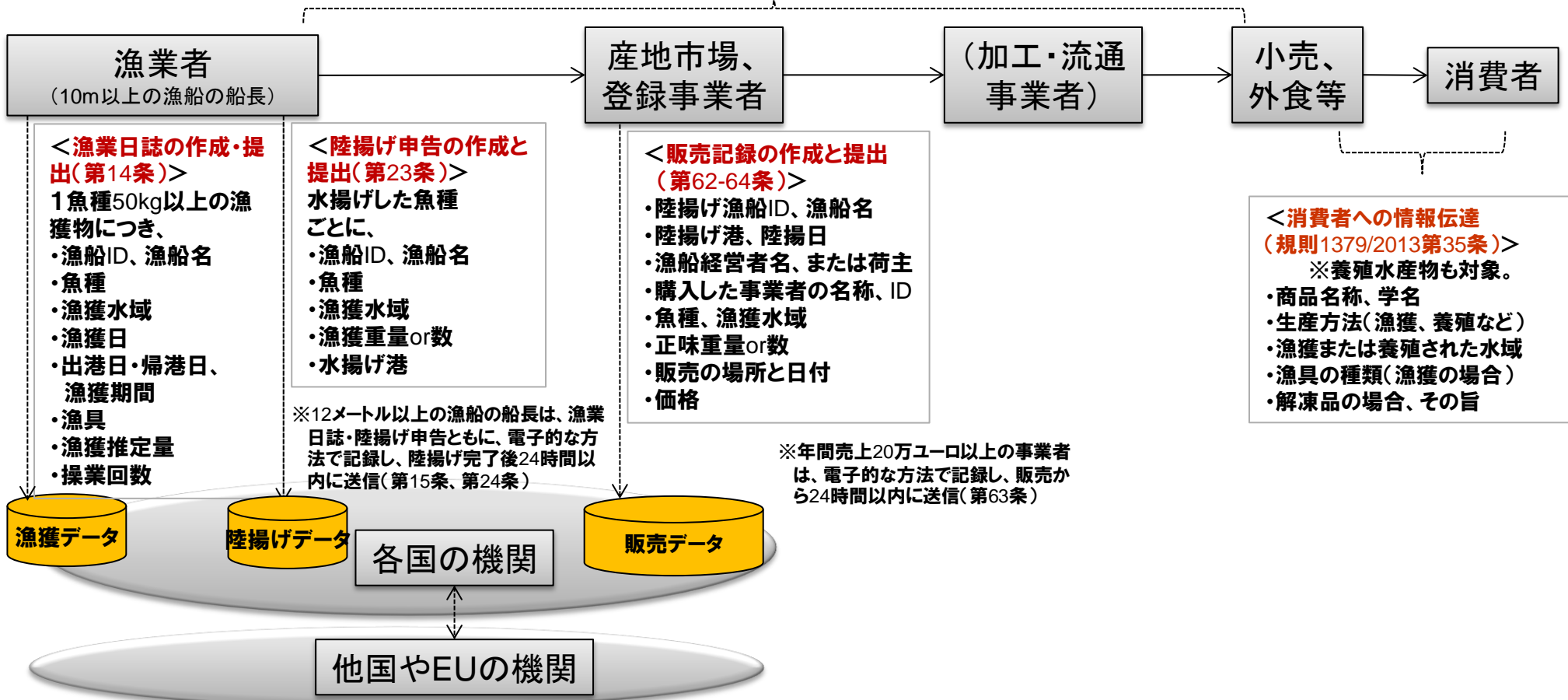
EUで漁獲された水産物のトレーサビリティに関わる制度 概要図

(EU規則1224/2009等による)

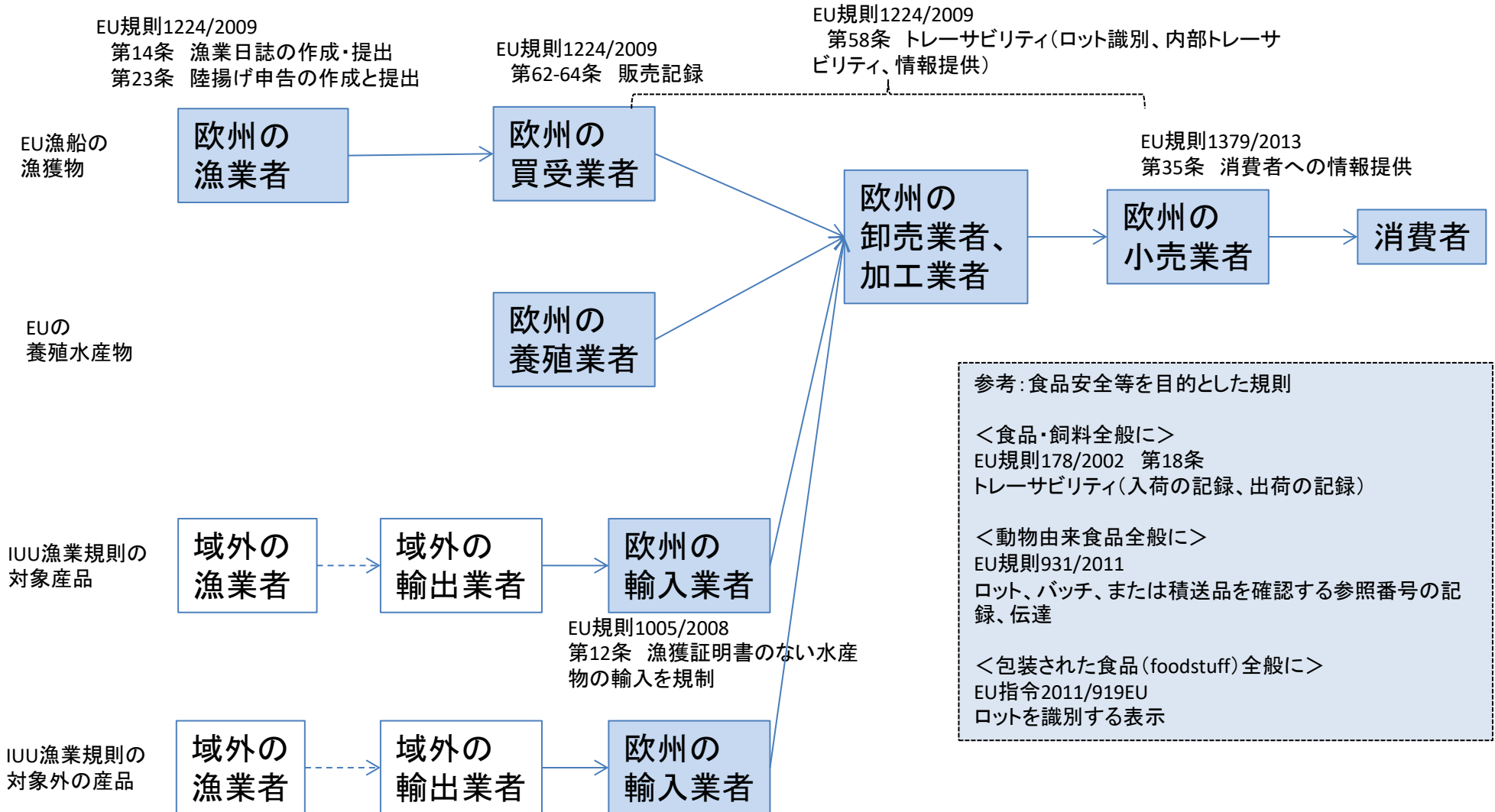
※COUNCIL REGULATION (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy

<ロット単位のトレーサビリティ>

- ・ラベルまたは伝票に、ロットID、漁船等名称・ID、魚種、漁獲日、重量または数量、水域等を記載し伝達。
(第58条および実施細則No 404/2011第67条。養殖水産物も対象)
 - ・ロットの統合・分割をする場合は、新しいロットに対応する元のロットIDを記録(第56条)
- ※漁船から消費者に直接販売される、50ユーロ以下の少量の製品は、各国の規定により対象外にできる。



EUにおける水産物のトレーサビリティに関わる要件と対象



米国で漁獲された水産物に関する情報の記録、伝達、表示

Greater Atlantic 管区における施行状況(事例)

<16 USC 1853, 50CFR § 648.7に基づく要件>

- ・マグナソン・スティーブズ法 (16 USC 1801 et Seq.)と、それに対応する連邦規則集 (50CFR § 648.7) は、Greater Atlantic 漁業事務所から操業/営業許可を受けた漁船・取引業者・加工業者に対し、下記の情報の記録を要請
- ・漁船航海報告書については、**航海ごと、使用した漁具ごと、漁獲海域ごとに**、1枚を作成 (1枚ごとに固有のシリアル番号)

